

滋賀県強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱

1. 目的

強度行動障害の状態にある者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下、「基礎研修」という。）事業および適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）事業を実施することとする。

2. 実施主体

滋賀県内における実施主体は、滋賀県または知事が指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

なお、指定に必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

3. 研修対象者等

（１） 基礎研修

（ア） 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者もしくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者または障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害の状態にある児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

（イ） 研修内容等

標準的なカリキュラムは、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）以下「運営要領」という。)) の別紙 1 のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することとも差し支え無いものとする。

（ウ） 研修講師

研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。

①独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養

成研修を修了した者または同研修の講師等を経験した者

②強度行動障害支援者研修またはこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者

③強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者

(2) 実践研修

(ア) 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者もしくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者または障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害の状態にある児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

(イ) 研修内容等

標準的なカリキュラムについては、運営要領の別紙2のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支え無いものとする。

(ウ) 研修講師

研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。

①独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養成研修を修了した者または同研修の講師等を経験した者

②強度行動障害支援者研修またはこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者

③強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者

4. 研修テキスト

本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

なお、上記テキストの例として、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが令和元年度障害者照合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研究」において作成しているテキストがある。

5. 修了証書の交付

- (1) 知事は、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。
- (2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。
- (3) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に運営要領による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修または実践研修を修了し、知事または指定研修事業者から当該研修を修了したものとして修了証書の交付を受けた者は、運営要領による改正後の基礎研修または実践研修を修了し、知事または指定研修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。

6. 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、県が自ら実施した研修の研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

7. 実施上の留意点

- (1) 研修における修了期間は以下のとおりである。
 - (ア) 基礎研修
原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。
 - (イ) 実践研修
原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については4月の範囲内で修了するものとして差し支えない。
- (2) 重度訪問看護従業者養成研修行動障害支援過程は基礎研修と、行動援護従業者養成研修過程は基礎研修および実践研修と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催できるものであること。
- (3) 研修の時間帯、曜日については、地域の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配をすること。
- (4) 指定研修事業者は、事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。
- (5) その他

(ア) 人権の尊重

受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

(イ) 障害のある受講者への配慮

障害のある受講者に対しては、研修会場および宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

(ウ) 演習は集合形式での実施を基本とするが、対面と同等程度の効果が期待できる場合は遠隔での実施も可とする。なお、グループワークについては、議論を行うにあたり適切な規模の人数（概ね5～6人程度までを目途）を1グループとして実施し、補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理すること。なお、補助者については、強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者であって、グループワークを適切に進行するための助言者としてふさわしいものであること。

(エ) 研修事業の実施者は、滋賀県内における強度行動障害支援者の養成に資するよう、滋賀県内からの申込者を優先して受け付けるなどの対応をとること。

8. 研修参加費用

研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費および宿泊費等については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

また、指定研修事業者が実施する研修の場合は、受講料を含め、受講に係る費用について、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

付 則

この要綱は、令和8年10月23日に改正し、令和9年4月1日から施行する。